欠席・回次変更・受講場所の連絡の手続きについて　【県職員】

受講決定後、やむを得ない理由で欠席又は回次変更する場合は、研修初日の６日前までに研修管理システム Leaf で各自手続きを行ってください。５日前以降は研修センターへ直接電話してください。

警察本部に属する職員は警察本部人材育成課へ連絡の上、指示に従ってください。

教育委員会職員は、教育センター総務部に連絡の上、指示に従ってください。

関係団体職員の場合は、研修センターに連絡の上、指示に従ってください。その後、必ず所属団体に報告してください。

【知事部局職員】

１　欠席手続き

・研修を全部または一部欠席する場合は、所属長の決裁を経て手続きしてください。
・研修を全部欠席する場合は、研修管理システム Leaf にログインし、理由を入力のうえ「キャンセル」手続きを行ってください。
・一部欠席する場合は、研修センターに連絡してください。

２　回次変更手続き

・回次変更は、次の研修に限って行うことができます。所属長の決裁を経て手続きしてください。これ以外の研修は、複数回開催する研修であっても回次変更はできません。欠席手続きを行い、その後、改めて希望する回の研修に申し込んでください。

《回次変更が可能な研修》

○初任（前期）	○監督者
○初任（後期）	○参事級
○若手	○管理者（第一部）
○中堅Ⅰ	○管理者（第二部）
○中堅Ⅱ	○定年引上・再任用職員
○主査級	○ステップ 50
○人権問題職場研修推進員Ⅱ	○ステップ 55

※知事部局職員向け研修管理システム Leaf の操作方法については研修管理システム Leaf マニュアルを参照してください。

３　受講場所の連絡手続き

・オンラインによる研修で、受講場所の確保が難しく、自治総合研修センター研修室での受講を希望する場合、研修センターにメール（【件名】○○研修○回に係る受講場所の連絡）してください。